

**平成16年度**  
**公共事業再評価及び公共事業事後評価**  
**結果における事業方針書**

**三 重 県**

## 目 次

公共事業再評価(県事業)	1
1 平成16年度公共事業再評価結果(県事業)	2
1) 各部共通の取り組み(再評価)	4
海岸事業における新設工事と改修工事の便益の考え方について	5
公共事業の長期化等への対策方針について	7
コスト縮減の取り組みについて	13
2) 環境森林部の取り組み(再評価)	15
委員会意見を踏まえた今後の森林整備事業の対応方針について	16
3) 農水商工部の取り組み(再評価)	18
防災ダム事業 祓川・寺家池地区の継続について	19
農道整備事業の費用便益の算出手法について	21
農道整備事業の計画時点における事業費の精査について	23
道路関係事業の計画にあたり、総合行政の観点から検討することについて	25
希少な野生生物を保全した農道整備事業となるよう計画することについて	27
費用対効果の信頼性の高い分析の実施について	29
長期的な農道利用計画の策定及び地元要望に対する発現効果の把握とその評価について	30
海岸保全施設整備事業 村松地区の継続について	32
地域水産物供給基盤整備事業「舟越地区」の継続について	33
4) 県土整備部の取り組み(再評価)	35
道路事業の継続について	36
朝日中央線街路事業について	38
公共事業再評価(市町村等事業)	40
2 平成16年度公共事業再評価結果(市町村等事業)	41
5) 四日市市の取り組み(再評価)	42
準用河川萱生川 統合準用河川改修事業の事業継続について	43
6) 松阪市の取り組み(再評価)	44
準用河川九手川 統合準用河川改修事業の事業継続について	45
石綿セメント管更新事業の継続について	46

広域化促進地域上水道施設整備事業嬉野地区の継続について .....	48
広域化促進地域上水道施設整備事業(三雲地区)の継続について .....	50
7) 桑名市の取り組み(再評価) .....	52
水道事業石綿セメント管更新事業の継続について .....	53
8) 菟野町の取り組み(再評価) .....	55
水道事業石綿セメント管更新事業の継続について .....	56
9) 志摩市の取り組み(再評価) .....	58
広域化促進地域上水道施設整備事業の継続について .....	59
磯部都市下水路事業について .....	61
10) 御浜町の取り組み(再評価) .....	63
御浜町の公共下水道事業の継続について .....	64
公共事業事後評価(県事業) .....	66
3 平成16年度公共事業事後評価結果(県事業) .....	67
1) 各部共通の取り組み(事後評価) .....	68
事後評価結果を今後の計画に反映されるシステムの構築について .....	69
2) 県土整備部の取り組み(事後評価) .....	70
海岸侵食対策事業について .....	71
公営住宅整備事業について .....	73

# 公共事業再評価（県事業）

# 1 平成16年度公共事業再評価結果（県事業）

公共事業の再評価にあたっては、客観的に評価を行う観点から三重県公共事業評価審査委員会条例に基づく三重県公共事業評価審査委員会の調査審議を経たうえで、事業の継続又は中止について委員会のご意見を最大限尊重しながら県の対応方針を表 1 のとおり決定しました。

なお、8番 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 上野依那古2期地区については、次年度以降も引き続いて再評価を行うこととしました。

(1) 再評価事業箇所数 14箇所

(2) 継続事業箇所数 13箇所

(3) 中止事業箇所数 0箇所

(4) 再評価継続箇所数 1箇所

(5) 平成16年度三重県公共事業再評価審査対象事業一覧表（表 1）

再評価理由： 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業  
 事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業  
 再評価実施後一定期間が経過している事業  
 社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要性が生じた事業

番号	事業名	箇所名	市町村名	採択年度	再評価理由	答申	対応方針
1	森林整備事業(林道開設)	浅谷越線	熊野市	H6		継続	継続
2	森林整備事業(林道開設)	経ヶ峰線	芸濃町・美里村	H6		継続	継続
3	防災ダム事業	袛川・寺家池地区	鈴鹿市	H6		継続	継続
4	ふるさと農道整備事業	上川地区	松阪市	H6		継続	継続
5	ふるさと農道整備事業	度会北部地区	度会町	H6		継続	継続
6	ふるさと農道整備事業	道行竈地区	南島町	H10		継続	継続
7	広域農道整備事業	伊賀2期地区	上野市、名張市、青山町	H1		継続	継続

番号	事業名	箇所名	市町村名	採択年度	再評価理由	答申	対応方針
8	農林漁業用揮発油税財源 身替農道整備事業	上野依那古2期地区	伊賀市	H6			再評価 継続
9	海岸保全施設整備事業	村松地区	伊勢市	H6		継続	継続
10	地域水産物供給基盤整 備事業	舟越	鳥羽市	H6		継続	継続
11	道路事業	一般国道306号伊船 バイパス	鈴鹿市	H7		継続	継続
13	道路事業	一般国道477号四日市 湯の山道路(延伸)	菰野町	H12		継続	継続
16	道路事業	一般国道25号一ツ家 バイパス	伊賀市	H7		継続	継続
17	街路事業	朝日中央線	朝日町	H7		継続	継続

#### (6) 再評価結果を踏まえた今後の取り組み

本年度は、表 1 のとおり県事業について14事業を三重県公共事業評価審査委員会にご審査をお願いしましたところ、13事業について「継続」のご答申とともに、多くの貴重なご意見をいただきました。

なお、8番 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 上野依那古2期地区については、委員会のご意見を踏まえて計画を見直すこととしたため、その計画案が整った時点で改めてご審査をお願いすることになりました。

本県は、委員会からいただいたご意見を踏まえて課題を検討し、それに対する具体的な取り組みとして次頁以降に整理しました。

今後は、この取り組みを進めるとともに、更に的確な再評価に努め、更に効率的で効果的な公共事業となるよう課題を短期的、中期的、長期的な視点で捉えつつ、これらの課題解決に取り組んでいきます。

## **1 ) 各部共通の取り組み（再評価）**

# 海岸事業における新設工事と改修工事の便益の考え方について

[ 各部共通 ]

## 1 委員会意見

平成16年10月15日に開催されました第4回三重県公共事業評価審査委員会において、「今回、海岸保全事業における費用便益分析の考え方について、新設工事と改修工事による効果の違いが論議となった。したがって、両者の便益の考え方を整理検討のうえ報告されたい。」とのご意見をいただきました。

## 2 海岸事業の工事の種類

海岸事業の主な工事は、次の種類があります。

### 1) 新設工事

高潮などの被害を防止するため海岸保全施設（堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜等）を新たに設置する工事

### 2) 改良工事

高潮などの被害を防止するため、既存の海岸保全施設の全部又は一部を取り壊して、施設の機能増強を図る工事

### 3) 補修工事

既存施設の老朽化等により著しく機能が低下し、また、近い将来機能の低下、喪失が予想される施設について当初の計画能力まで回復を図る工事

## 3 海岸事業の便益計算

事業実施により新たな効果が発現する新設工事及び改良工事は、16年6月農林水産省農村振興局、水産庁及び国土交通省河川局、港湾局連名の「海岸事業の費用対便益分析指針（改訂版）」により便益を計算しています。当指針は、有識者で構成される「海岸事業費用対効果分析手法研究会」で検討されており、現時点における海岸事業の効果計算方法としては最も妥当なものと考えています。

この便益計算方法は、事業実施をした場合に想定される状況と事業を実施しなかった場合に想定される状況の効果の差を貨幣換算するものです。ただし、現在の知見では、貨幣換算



が困難な効果もあり、すべての効果を便益とすることはできていません。

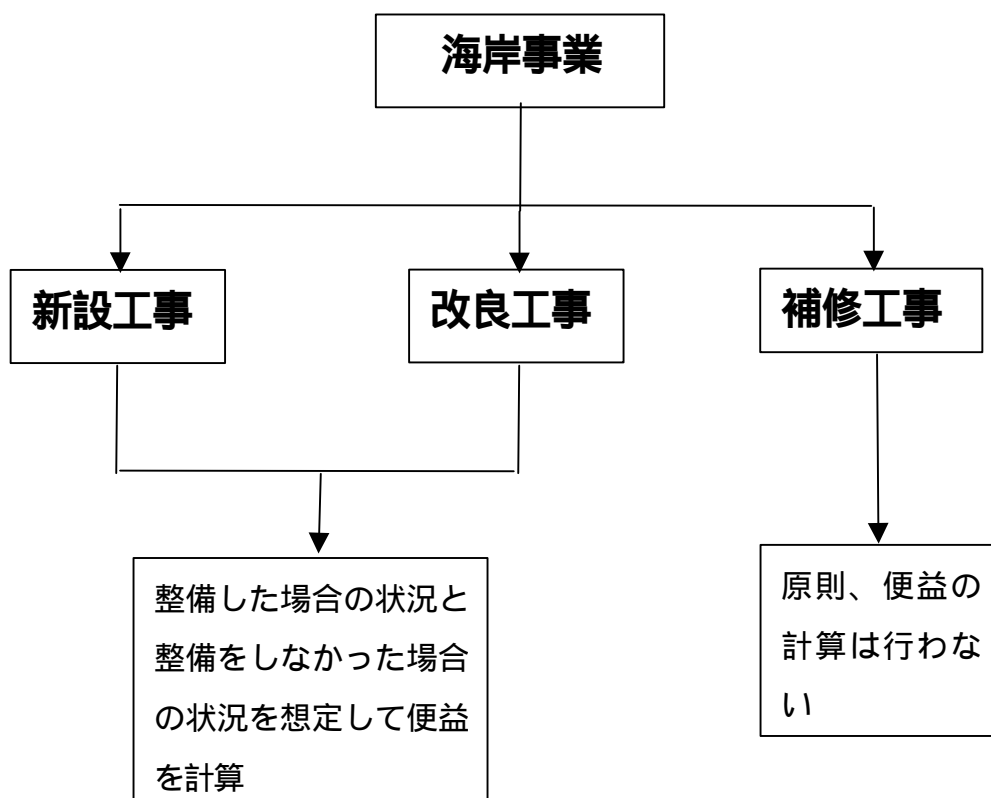
また、事業実施によって新たな効果が発現しない補修工事の便益計算は、確立されたものが無いのが現状です。

なお、今年度、ご審査を頂いた海岸保全施設整備事業（村松地区）は、国の事業審査時において便益計算は算出しておりませんが、再評価の審査材料として算出することとしました。

しかしながら、新たな効果が発現しない補修工事のため便益計算が困難であり、止むを得ず既存の施設がないものとして便益を算出しました。

今後補修工事の適切な便益計算手法が確立されましたら、的確に運用して参りたいと考えています。

## 海岸事業の便益計算手法



# 公共事業の長期化等への対策方針について

[各部共通]

## 1 経緯

平成16年10月15日に開催されました第4回三重県公共事業評価審査委員会において、公共事業が長期化する要因についてご質問をいただきましたので、全体事業費が増額となる要因も含めて調査しました。

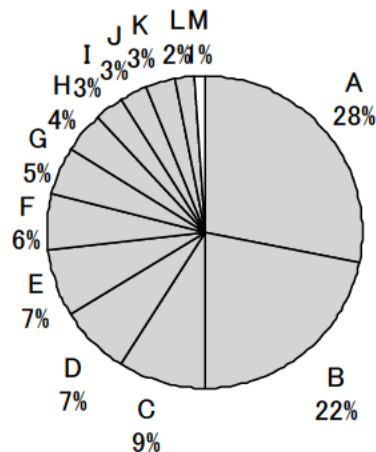
## 2 調査結果と今後の課題及びその対策方針

### 2-1 長期化

#### 2-1-1 長期化要因

平成14年度以降平成16年度まで継続して実施している事業のうち、平成14年度に比べて工期が延びたもの（継続事業のうち42%）を対象にその要因を調査しましたところ、結果は次のとおりでした。

長期化要因(グラフ1)



(A～Mのカテゴリは次頁記載)

分野	(% )												
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
山林の保全	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
災害の防止	8	8	0	4	2	1	0	0	2	2	0	1	0
交通利便性の向上	19	10	5	0	3	3	3	1	1	0	0	0	0
水質改善													
公園整備等	0	0	0	1	0	2	0	0	0	1	0	0	0
食料の安定供給	1	4	4	2	2	0	2	3	0	0	3	0	0
全分野	28	22	9	7	7	6	5	4	3	3	3	2	1

記号	要因
A	厳しい財政事情を背景に計画に沿った予算措置が困難となった
B	用地取得が困難となったため計画に沿って事業が実施できなかった
C	行政手続きに時間を要した
D	利害関係者の合意形成に時間を要した
E	公図混乱により土地の境界確定に時間を要した
F	レアケース（工事中の請負業者の倒産、他事業との調整、工事範囲の拡大、計画変更、他県との調整）
G	土地所有者間の紛争により事業を実施できなかった
H	遺跡・埋蔵文化財が存在するにより工事の中断を余儀なくされた
I	地形等の制約から高度な技術を必要とする設計に時間を要した
J	地中、水中など事前に把握できない設計条件の発現への対応に時間を要した
K	貴重・希少種が存在することにより当該調査に時間を要した
L	台風や災害等により工事の中断を余儀なくされた
M	工期の設定が実態と乖離しているため、工期を延ばさざるを得なかった

調査結果から長期化要因を分析しましたところ、当初計画時点で現在の厳しい財政事情を予測することが困難であったことから計画どおりの予算措置が不可能となり、単年度予算を縮減せざるを得なかった結果、工期が延びることとなった事業が最も多く、次いで、用地取得にかかる買収交渉に予想以上の時間を費やすこととなった事業が多くございました。

### 2 - 1 - 2 長期化対策上の課題

県財政については、今後も厳しい状況が予想されますし、また、土地所有者においては不動産に対する経済的価値への関心が、社会資本の必要性よりも高いなど、本県が道路などの交通利便性の向上を求める県民ニーズが最も多いと捉えていた県民の社会資本に対する相対的価値に対し、個別現場においては不動産に対する土地所有者の絶対的価値の大きいことが改めて明らかになりました。

今後、長期化を抑制するためには限られた予算で所期の目的を早期に達成する工夫とともに、用地取得対策が重要と考えています。

### 2 - 1 - 3 長期化対策方針

他方、本県は、平成9年度からコスト縮減に取り組んでおり、第1次コスト縮減行動計画（H9～H11）では縮減率10%を達成し、第2次コスト縮減行動計画（H12～

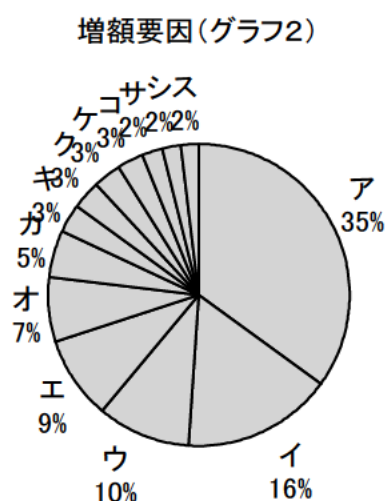
H14)では縮減率17.8%を、昨年度(H15)は7%の縮減率を達成してきました。しかし、その一方で、環境への配慮や橋梁などの重要構造物における耐震化など新たな費用増を伴う需要が発生しており、事業費の抑制が進みにくい状況があります。このため、他事業との効率的な連携や設計への工夫など、一層のコスト縮減に努め事業の進捗向上に取り組んでいきます。

また、用地交渉に当たっては、継続事業については今後とも土地所有者にねばり強く社会資本整備の必要性について説明を行い理解を得る努力を行うとともに、新規に計画する事業にあっては実施段階で用地問題が生じないように計画段階において土地所有者の理解を得る取り組みを強化するよう努めていきます。

## 2-2 全体事業費の増額

### 2-2-1 増額要因

平成14年度以降平成16年度まで継続して実施している事業のうち、平成14年度に比べて全体事業費が増額となったもの(継続事業のうち16%)を対象にその要因を調査しましたところ、結果は次のとおりでした。



(ア～スのカテゴリは次頁記載)

分野	(%)												
	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス
山林の保全	5	5	0	7	7	3	0	3	0	0	0	2	0
災害の防止	21	11	7	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0
交通利便性の向上	9	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	2
水質改善													
公園整備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食料の安定供給	0	0	3	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0
全分野	35	16	10	9	7	5	3	3	3	3	2	2	2

記号	要因
ア	当初の全体事業費の見積もり精度が低かった
イ	地中、水中など事前に予測できない設計条件の発現への対応
ウ	利害関係者調整の結果生じた位置、ルート、工法変更への対応
エ	地形等の制約から高度な技術・工法への対応
オ	政策変更による位置、ルート、工法等の変更への対応
カ	台風や災害などの不可抗力への対応
キ	主体間調整の結果生じたルート、工法変更への対応
ク	複数年一括契約が困難なため、諸経費のタイムスケールメリットが出せない
ケ	利害関係者（地権者）調整による報償工事への対応
コ	遺跡、埋蔵文化財の本発掘調査への対応
サ	法改正に伴い必要となった高規格構造への対応
シ	全体事業費の目標設定が無く、事業費圧縮へのインセンティブがはたらかない
ス	利害関係者（地権者）調整による建築物移転への対応

調査結果から増額要因を分析しましたところ、当初の全体事業費の見積もり精度が低かったことから、実態を反映する事業費に見直したため増額となった事業が最も多く、次いで、工事発注後、地質等の変化など事前に予測困難な設計条件の発現に対応するために設計や工事へ予算措置を行わざるを得なかった事業が多くございました。

## 2 - 2 - 2 増額対策上の課題

行政は、単年度会計の原則を踏まえ、単年度予算の根拠についてはシビアに算出しているものの、長期間にわたる全体事業費については、あまり重視しないという体質がありました。しかし、平成10年度から再評価が始まり、費用対効果分析の重要性が高まるに伴い全体事業費を重視するようになってきました。このため、特に平成9年度以前に採択した継続事業にあっては実態に即した全体事業費への変更（増額）が増えてきたものと考察しています。

また、地中や水中における不可視部分の実態については、調査技術を応用して可能な限り

把握するよう努めているところですが、工場制作を必要とするような構造物や調査をしなければ得られない設計因子を必要とする事業とそうでない事業とでは調査精度が異なります。前者については、比較的濃密な調査を行いますが、後者については、工事中に実態が明らかとなった時点で対応が可能なため、発注時には標準設計を採用することが一般的になっています。これは、全ての事業で濃密な調査を行えばその費用が莫大となることから、コスト削減の一環として取り組んでいます。このため、工事中に標準設計では対応できない状況が発現されると工法の変更が生じるなど、やむを得ず増額を余儀なくされたものと考察しています。

このようなケースは、今回の調査で全体事業費を増額した事業のうち 16%となっており、残りの 84%が他の要因による増額であったことを考えると、当面、現在の実施手法が経済的効率性の観点から妥当なのではないかと考えていますが、厳しい財政事情を踏まえ、可能な限り単年度予算の範囲内で所期の目的を達成できるよう今後も設計等へ工夫していくこととします。

### 2 - 2 3 増額対策方針

事業採択時の全体事業費は、経済的効率性評価の観点から重要な要素のひとつです。本県は、平成 14 年度から独自に開発した公共事業評価システム を運用して事前評価を行っています。したがって、平成 14 年度以降に採択した事業における全体事業費の信頼度は高いものと考えています。

しかし、それ以前に採択された事業の全体事業費は往々にして実態と乖離したものが見受けられました。したがって、このような事業は早急に全体事業費を見直すとともに、過去に再評価を行った事業については、見直した額が、三重県公共事業評価審査委員会の審査を受けた時点の全体事業費の 30%を超える増額に該当する場合には、速やかに再評価行うこととしています。

また、完成目標年度までに完成できるよう限られた予算を計画的に執行するべく長期化対策同様、一層のコスト縮減に努めていきます。

なお、不可視部分の設計については、施工実績の把握、周囲の社会資本等の施工状況の把握、施工地に関する文献調査、地域住民の意見聴取等に努め、可能な限り不測の事態を事前に回避できるよう実態に見合った設計に取り組んでいきます。

### 3 総括方針

今回の調査結果から、予算の削減が長期化を招く重要な要因であったことが改めて浮き彫りになりました。また、事業実施時に起こる用地問題や利害関係者との合意形成など事業採択時点で解決されるべき問題が先送りされていたことも長期化の要因となっていたのではないかと考察されました。

このため、限られた予算の中で長期化を抑制しつつ社会資本整備の目標を達成する公共事業の実施手法の確立が必要ではないかと考えています。

したがって、今後は、事業採択時に現在行っている公共事業評価システムによる優先度の明確化とともに、今回の調査で得られた長期化要因や増額要因を計画段階で排除できるよう、全体事業費の妥当性や用地取得の可能性、利害関係者の意向など多方面にわたって客観的に評価し、一層、公共事業の選択と集中に資する取り組みを検討していくこととします。

#### 公共事業評価システム

公共事業システムは、費用対効果分析をベースとして地域間の公平性に配慮する地域係数と県民ニーズや各分野の整備水準を勘案した重点化係数を用いて各分野毎の目的の異なる事業の優先度を明確にし、予算フレームの範囲内で優先順に事業採択するとともに、その結果をHPに公開して公共事業の実施を決定したプロセスの透明化を図るもので、本県はこのシステムを公共事業における選択と集中に活用しています。

## コスト縮減の取り組みについて

[ 各部共通 ]

### 1 経緯

平成16年11月16日に開催されました第6回三重県公共事業評価審査委員会において、「公共事業にかかるコスト縮減については、今回の水道事業（石綿セメント管更新事業）に見られたように他事業との連携を強化・推進するなど、一層の取り組みを進められたい。」とのご意見をいただきました。

### 2 三重県のコスト縮減の取り組み現状

本県のコスト縮減の取り組みは、平成9年度から行っており平成11年度末に平成8年度と比べて10%以上の縮減を目標とした3箇年間の第一次行動計画を策定して取り組んできた結果、その目標を達成しました。

そこで、更に、平成13年度から平成15年度末において平成8年度に比べ15%以上の縮減を目標とした3箇年間の第2次行動計画を策定し取り組んできた結果、平成14年度末に17.8%の縮減を実現しました。

1年早く目標を達成したことから、平成15年度は平成14年度に比べて11.4%の縮減を目標とする緊急アクションプランを策定しましたが、7.0%の縮減率となり、今後の縮減策のあり方について更に検討が必要と考えています。

#### 緊急アクションプランの主な取り組み内訳

単位：千円

縮減策	縮減額
設計手法の見直し	230,719
推進工法の長距離施工	358,256
設計工法の見直し（発生材の有効活用）	259,050
新工法の活用	100,506
事業の重点化	141,500

### 3 今後の取り組み

平成16年度からは、平成19年度末に平成14年度と比べて15%のコスト縮減を目標とする第3次行動計画に取り組んでいます。



第3次行動計画では、これまで取り組んできました工事費レベルのコスト縮減対策や公共事業が環境や社会に与える様々な負荷の低減対策に加え、地域の実情にあった規格の採用、計画から管理までの各段階における最適化や事業の迅速化による社会コストの縮減などに取り組んでいきます。

他事業との連携については、各建設部単位で工事連絡会議により調整が図られているところですが、今後も更に徹底することによりコスト縮減に努めていきます。

### 第 3 次 行 動 計 画

施策	主な内容
工事コストの低減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 華美、過大の抑制</li> <li>・ 地域実情にあった規格の検討</li> <li>・ 最新科学技術の適用検討</li> <li>・ コスト縮減に繋がる技術基準への見直し</li> <li>・ 発注ロットの適正化</li> <li>・ 技術提案を受け入れる入札契約制度の適用拡大</li> <li>・ 優れた建設技能者の育成</li> <li>・ 建設副産物のリサイクル・リユース・リデュース</li> <li>・ 職員のコスト縮減意識の高揚 等</li> </ul>
ライフサイクルコストの低減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の耐久性向上</li> <li>・ 施設の住民参画による施設管理の見直し 等</li> </ul>
社会的コストの低減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設副産物等の資源の有効利用</li> <li>・ 排ガス対策建設機械の採用による環境負荷の低減</li> <li>・ 工事中の工事渋滞緩和策の検討</li> <li>・ 工事中の安全対策の推進 等</li> </ul>

## **2 ) 環境森林部の取り組み（再評価）**

# 委員会意見を踏まえた今後の森林整備事業の対応方針について

[ 環境森林部 ]

## 1 再評価審査対象事業

- 森林整備事業（林道開設） 1番 浅谷越線  
2番 経ヶ峰線

## 2 委員会意見

平成16年10月15日に開催されました第4回三重県公共事業評価審査委員会における再評価審査の結果、「事業継続を了承する。」とのご答申とあわせて次のご意見をいただきました。

林道を活用した林業の振興を図る中で生産者側と消費者側の課題及び要望について総合的に検討のうえ、県として果たすべき役割を明確にし、市場において一層の木材利用が図られるよう努められたい。

三重県の森林・林業政策の観点から課題を整理のうえ、今後の森林・林業施策の方向を明確にするよう求めるものである。

## 3 森林整備事業（林道開設）の背景

森林は、県土の保全、水源かん養、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能を有しています。この機能を高度に発揮していくためには、森林の適正な管理・保全、林業の持続的かつ健全な発展、林産物の供給・利用の確保を図ることが必要です。

林道は、森林の適正管理を促進し林業生産性を向上させるために不可欠な施設であるとともに、農山村地域の生活基盤としても重要な役割を担う施設であり、県では、利用目的や地域の実情に応じた路網整備を推進していますが、このうち地域路網の骨格となるような基幹的な林道について県営林道事業で実施しています。

## 4 再評価対象事業の対応方針

林道2路線について再評価を行った結果、委員会のご答申を踏まえ、当路線に係る森林の適正かつ持続的な整備と山村地域の活性化に資するよう当事業を継続して実施していきます。

## 5 森林・林業の課題

国産材需要の減少に伴い林業生産活動が停滞する中で、ご指摘の木材利用に関しては、林道等の生産基盤整備や松阪木材コンビナート整備などの木材産業の合理化を促進し、生産流通コストの削減を図ることによって木材利用の促進を行ってまいりましたが、林業・木材産業においては、消費者が求める製品を作る時代へと変化する中で多様化する消費者ニーズへの対応が遅れている状況にあります。

## 6 事業への対応方針

### 6 - 1 課題の解決方針

木材利用を進めていくためには、林道などの基盤整備と併せ、消費者が求める多様なニーズに対応し、消費者の立場に立った安心・安全な木材供給システム、また消費者の選択的な木材利用活動が三重県の林業振興、森林整備の促進につながるような木材利用システムを構築する必要があると考えており、そのために、今後、木材の生産地や流通ルート、価格等を表示・証明する県産材認証システムの構築を進めてまいります。

### 6 - 2 今後の課題とその対応

林道は、森林整備や林業活動の基盤であることから、林道の効果発現のためには、森林整備推進、林業振興、木材利用推進など川上から川下まで総合的に取り組んでいく必要があります。

現在の厳しい財政状況の中で効果的に森林・林業施策を進めていくためには、森林・林業施策の目標や方向性を明確にし施策展開を図っていく必要があり、現在、三重県の森林・林業に関する長期ビジョンの策定に向け、検討を進めているところです。

今後、県民の意見を取り入れながらビジョンを策定した上で、林道整備も含め、効果的な森林・林業施策の推進を図ってまいります。

### **3 ) 農水商工部の取り組み（再評価）**

# 防災ダム事業 祓川・寺家池地区の継続について

[ 農水商工部 ]

## 1 再評価審査対象事業

防災ダム事業 3番 祓川・寺家池地区

## 2 委員会意見

平成16年10月15日に開催されました第4回三重県公共事業評価審査委員会における再評価審査の結果、「事業継続を了承する。」とのご答申とあわせて次のご意見をいただきました。

「ただし、住宅に近接する当現場の状況から堤防施設の安全対策だけではなく、事故防止の啓発活動などにより水事故対策を徹底されるよう求めるものである。」

## 3 防災ダム事業の背景

防災ダム（ため池）事業は、台風や豪雨により、洪水被害が生じて安定した農業経営を営むことができない地域に対して、洪水被害を防止するために洪水調節用のダム（ため池）を建設するものです。

当地区は、地区下流の河川断面が狭小で、2～3年に1回の頻度で洪水被害を受けている地域であったことから地区上流部の祓川と寺家の2つの池に洪水調整機能を持たせるよう計画したものです。

## 4 再評価対象事業の対応方針

防災ダム事業祓川寺家池地区において、再評価を行った結果、委員会の答申を踏まえ、当地区の受益地における農地・農業用施設の洪水被害を未然に防止し、地域住民の安全・安心な生活を守ることから、早期に事業効果を発現すべく事業の早期完了を目指します。

## 5 防災ダム事業の課題

防災ダム事業で、既存のため池に洪水調節機能を持たせるため、従前のため池に比して池面積も大きくなり、また池の堤防高も高くなることから、委員会からの答申を踏まえて、住宅に近接しているという当現場の状況も考慮し堤防施設の安全対策というト`面の整備だけではなく、県、鈴鹿市及び地域住民と協働し事故防止の啓発活動などの水事故対策を徹底することが課題と考えています。

## 6 事業への対応方針

### 6 - 1 課題の解決方針

防災ダム事業において水事故対策等の安全対策については、地域住民の意見を十分踏まえ、転落防止柵の設置や進入防止柵等の安全施設整備を実施いたします。また、県、鈴鹿市及び地域住民と協働し、安全啓発看板の設置や、周辺の小学校等と共に池の生態系調査等を実施しながら、ため池の豊かな自然環境を知ってもらい、あわせて、ため池における安全教育を行うなど啓発活動に努めてまいります。

### 6 - 2 今後の課題とその対応

多くの農業用ため池はその歴史も古く、生態系的にも豊かな自然を有しているため、これらのため池を防災ダムとして計画する中で、豊かな生態系を含めた環境との調和を図ることが重要と考えています。このような事業と自然環境との調和を図るためには地域住民の意識啓発や維持管理が大きな役割を果たすものであることは言うまでもありません。

したがって、三重県として、安全・安心な住民生活の確保を目指した防災事業の整備とあわせて豊かな自然環境との調和を地域住民と一体となって取り組んでまいります。

# 農道整備事業の費用便益の算出手法について

[ 農水商工部 ]

## 1 再評価審査対象事業

- ふるさと農道整備事業 4番 上川地区
- ふるさと農道整備事業 5番 度会北部地区
- ふるさと農道整備事業 6番 道行竈地区

## 2 委員会意見

平成 16 年 9 月 7 日に開催されました第 3 回三重県公共事業評価審査委員会における再評価審査の結果、「継続を了承する。ただし、次の点に意見を付するものである。一、費用および便益の算出に当たっては、将来を見据えて著しく過大とならないよう実態を可能な限り反映したものについて算出対象とされるよう検討されたい。」とのご意見を受けました。

## 3 ふるさと農道整備事業の背景

農村地域では、農業振興のため農業の生産性の向上に努めていますが、農地と農業施設や集落などを効率的に結ぶルートが十分に確保されていない現状です。

このことから、地域が緊急に対応すべき課題に応じて早急に行う必要がある農道の整備を推進し、農業農村の振興と定住環境の改善のためふるさと農道整備事業を実施しています。

## 4 再評価対象事業の対応方針

本県では、地域の農業の振興と農村環境の改善のため、農道整備事業を各地で実施しており、これの早期完成供用に向けて、コスト縮減と環境配慮に努めながら計画的な整備に努めているところです。

審査対象事業の 4, 5 番は、事業着手以来 10 年以上が経過し、また、6 番は、採択後 5 年以上未着手であります。地域からは営農や日常生活の道として早期の整備が求められています。

このため、今後も計画的に事業を進め、早期に農道の供用が図られるよう当事業を継続して実施していきます。



## 5 農道整備事業の課題

「将来を見据えて著しく過大とならないよう実態を可能な限り反映して費用および便益を算出すること」という、三重県公共事業評価審査委員会のご意見を踏まえ、次のとおり課題を整理しました。

更なるコスト縮減を行い、的確な費用の算出を行う必要がある。

事業計画時に完成後発現する効果を十分に算定する手法が必要である。

## 6 事業への対応方針

### 6 - 1 課題の解決方針

農道完成時に発現する便益に関しましては、三重県公共事業評価システムにより算定していますが、費用及び便益の算定見直しについて、計画時から長期間を経た事業においては、評価の基本となる諸条件や算定根拠の設定を的確に見直して算定します。併せて、農道の有する多面的な機能についても適切に便益を評価し、事業計画の時点でより実態に近い形での便益の算出が可能となるよう検討を進めます。

また、限られた予算で、より効率的に事業を推進するため、あらゆるコスト縮減策を導入した計画によりコストを算定します。

### 6 - 2 今後の課題とその対応

事業計画段階から、農道整備計画を樹立して実施していますが、事業期間中においても農業の実態を的確に把握し事業に反映させていきます。

# 農道整備事業の計画時点における事業費の精査について

[ 農水商工部 ]

## 1 再評価審査対象事業

- ふるさと農道整備事業 4番 上川地区
- ふるさと農道整備事業 5番 度会北部地区
- ふるさと農道整備事業 6番 道行竈地区

## 2 委員会意見

平成16年9月7日に開催されました第3回三重県公共事業評価審査委員会における再評価審査の結果、「継続を了承する。」とのご答申と併せて次のご意見を受けました。

事業を計画するに当たっては、費用が広く県民の負担によるものであることを十分認識され、計画時点における事業費を十分精査されることを強く望むものである。

当初計画時点から事業完了に至るまでの関連資料について当委員会への説明が必要な資料については適正に管理されたい。

## 3 農道整備事業の課題

広域農道整備事業等の農道整備事業については、国補事業という性格上、計画時点において概略測量および概略設計を行い、事業費を算出していますが、ふるさと農道整備事業については、概略測量および設計内容が不足しているため事業費の算出精度が低いことが課題です。また、関連資料の保存期間は5年としており、当該期間の関係から再評価時に保存されていない場合があります。

## 4 事業への対応方針

### 4-1 課題の解決方針

農道の事業計画を作成する時点で、調査の精度を高めることが重要と考えます。

このため、事業計画については、受益市町村が作成し県が照査していますが、今後は調査段階から地元関係者と密接に連携することにより、事業計画の精度を高めていきます。

また、関連資料を適正に保管するため、保存期間を5年から10年以上に見なおします。

#### 4 - 2 今後の課題とその対応

事業費の算定について、計画段階から精度を高めるため、市町村や関係機関との連携を密にし、その情報を的確に反映させた農道の整備に努めていきます。

# 道路関係事業の計画にあたり、総合行政の観点から検討することについて

[ 農水商工部 ]

## 1 再評価審査対象事業

広域農道整備事業 7 番 伊賀 2 期地区

## 2 委員会意見

平成 16 年 10 月 15 日に開催されました第 4 回三重県公共事業評価審査委員会における再評価審査の結果、「事業継続を了承する。ただし、この農道の計画時点における経済性の検討が不足していたと思慮されたことから、今後、道路関係事業の計画にあたっては、総合行政の観点から部局を越えて最も経済的な線形を十分検討されるよう求めるものである。」とのご意見を受けました。

## 3 農道整備事業の背景

農村地域では、農業振興のため農業の生産性向上に努めていますが、農地と施設及び市場を効率的に接続する広域的なルートが十分確保されていません。

このため、広域営農団地育成対策の一環として農業団地内における農耕、収穫、運搬、選別、加工、出荷等の諸作業を広域的に一貫した流れ作業化することにより、地域の生産性を高めるとともに、農村環境を整備するため、広域農道整備事業により、基幹的な農道網の整備を進めています。

## 4 再評価対象事業の対応方針

本県では、地域の農業の振興と農村環境の改善のため、農道整備事業を各地域で実施しており、早期完成供用に向けて、コスト縮減と環境配慮に努めながら鋭意努力しているところです。

審査対象事業については、事業着手以来 10 年以上が経過し、また、再評価後 5 年が経過していますが、地域からは流通の基幹的な農道や日常生活道として早期の農道の整備が求められています。

このため、今後も計画的に事業を進め、早期に農道の供用が図られるよう当事業を継続し

て実施していきます。

## **5 農道整備事業の課題**

広域農道整備事業の計画時点から、三重県道路整備計画連絡調整会議で関連道路事業について調整を図っておりますが、青山霧生高尾区間の一部について公図混乱等の問題を回避するため、予定していた路線を見直すこととし、地元及び県土整備部と調整した結果、整備に際して経済性も高い既存県道の改修により対応することで課題の解決を図りました。

## **6 事業への対応方針**

### **6 - 1 課題の解決方針**

計画時点において、より精度の高い調査を行い、それをもとに三重県道路整備計画連絡調整会議で道路事業について調整を図り、総合行政の観点から最も経済的な路線の選定を行っておりますが、今後は計画時に計画路線の実施の確実性について十分な調査を行い、実施時における路線の見直しがないよう努めます。

### **6 - 2 今後の課題とその対応**

広域農道事業の実施に当たり、今後も総合行政の観点から関連事業との調整を深めます。また、止むを得ず社会情勢の変化等によって路線の変更が生じた場合には、三重県道路整備計画連絡調整会議等で調整を図り、経済性を重視した事業実施を行っていきます。

# 希少な野生生物を保全した農道整備事業となるよう計画することについて

[ 農水商工部 ]

## 1 再評価審査対象事業

農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 8番 上野依那古2期地区

## 2 委員会意見

平成17年1月13日に開催されました第8回三重県公共事業評価審査委員会における再評価審査の結果、「改めて本委員会の審議を受けたい。」とする県の判断を了承する。ただし、このルートには希少な野生生物が生育している範囲があることから、客観的な調査を行って希少な野生生物を保全した農道整備事業となるよう計画されることが重要である。」とのご意見を受けました。

## 3 農道整備事業の背景

農村地域では、農業振興のため農業の生産性の向上に努めていますが、農地と農業施設や集落などを結ぶルートが十分に確保されていない状況です。

このため、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業として、農村地域の基幹的な農道の整備を行い、高生産性農業を促進し、農業・農村環境の改善を行います。

## 4 再評価対象事業の対応方針

本県では、地域の農業の振興と農村環境の改善のため、農道整備事業を実施しており、早期完成供用に向けて、コスト縮減と環境配慮に努めながら整備を進めているところです。

審査対象事業については、事業着手以来10年以上が経過していますが、地域からは営農や日常生活道として早期の農道の整備が求められています。

当地区では、希少な生物が存在することから、伊賀県民局における公共事業環境検討協議会や専門家の意見を踏まえながら、客観的な生物調査を行い、希少生物を保全することが可能な農道のルートを早期に選定し、平成18年度において三重県公共事業評価審査委員会でご審議いただきたいと考えております。

## 5 農道整備事業の課題

土地改良法においては環境に配慮した整備を定めており、当該農免農道においても希少生物などに配慮した整備を行うこととしています。

このため、三重県公共事業評価審査委員会のご答申を踏まえ、客観的な環境調査を行なった上で、環境面に十分配慮し、かつ費用対効果の高い農道整備計画とすることが必要です。

## 6 事業への対応方針

### 6 - 1 課題の解決方針

費用対効果面とともに、環境面に配慮したルート選定を行うため、平成 17 年度から生物調査や土質調査などの環境調査を行うこととしており、当該調査にあたっては、地域関係者や伊賀市の協力を得て十分な調査を行うとともに、伊賀県民局において民間有識者等で構成する「公共事業環境検討協議会」などでの議論や専門分野の学識者の意見を十分踏まえて、希少生物などへの影響のないルートを選定します。

### 6 - 2 今後の課題とその対応

事業を進めるに当たって、地域の要望に的確に応えるとともに、野生生物への影響を回避しながら、経済的に事業を実施することが課題です。このため、他の区間においてもこれらの課題を具体的に解決しながら、最も効果的、効率的な農道の整備が実施できるよう、総合的な視点に立って、路線や工法を検討した上で、実施していきます。

# 費用対効果の信頼性の高い分析の実施について

[ 農水商工部 ]

## 1 再評価審査対象事業

農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 8番 上野依那古2期地区

## 2 委員会意見

平成17年1月13日に開催されました第8回三重県公共事業評価審査委員会における再評価審査の結果、「改めて本委員会の審議を受けたい。」とする県の判断を了承する。ただし、費用対効果分析については、分析手法を変えたとしても、その結果が著しく変化したことは、県として責任ある分析結果を示せなかったものであり、遺憾である。今回、実測に基づいてネットワーク手法により分析されたように、今後も、信頼性の高いデータを基に、農業外効果も含めて客観的な分析をされるよう望むものである。」とのご意見を受けました。

## 3 農道整備事業の課題

三重県公共事業評価システムにより費用対効果分析を行ってきましたが、ルート変更による一般交通量の検証方法を、アンケート手法からネットワーク手法に変更しました結果、手法が異なったこともあり、数値に著しい差異が生じました。

このことについての三重県公共事業評価審査委員会の答申を重く受け止め、農道の費用対効果分析において、信頼性の高いデータを用いた客観的な分析を行うことが課題です。

## 4 事業への対応方針

### 4-1 課題の解決方針

分析手法の妥当性を総合的に検討した上で、必要に応じて実測値を求めることで、信頼性の高い費用対効果分析を行います。

また、農道の多面的な機能についても、現状に即した客観的なデータを活用し、信頼性の高い効果算定を行います。



# 長期的な農道利用計画の策定及び地元要望に対する 発現効果の把握とその評価について

[ 農水商工部 ]

## 1 再評価審査対象事業

農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 8番 上野依那古2期地区

## 2 委員会意見

平成17年1月13日に開催されました第8回三重県公共事業評価審査委員会における再評価審査の結果、「改めて本委員会の審議を受けたい。とする県の判断を了承する。」とのご答申に併せて、次のご意見を受けました。

ルート変更することによって農業者の利用度にも変化が生じると考えられる。したがって、農業者の担い手対策も含めて長期的な農道の利用計画をされるよう求めるものである。

本農道については、地域の強い要望が出されているようであるが、次回、本農道を再評価する場合は、要望されている具体的な方々の立場とその要望内容等を明確にされるとともに、農道を整備することによってこの方々の要望に対してどのような効果が発現されるのか評価を加えられたい。

## 3 農道整備事業の課題

ルート変更により、農業等地域の利用状況に変化が生じることが予測されることから、地域の要望を踏まえながら、担い手等将来の営農形態の変化等を総合的かつ長期的に予測し、当該予測に的確に対応した農道計画にすることが課題です。

## 4 事業への対応方針

### 4 - 1 課題の解決方針

地元農家や農協などと意見交換等を行い、地域の要望を的確に把握するとともに、長期に亘る地域の営農形態の変化を可能な限り予測し、長期的視点に立って、生産、輸送、出荷など具体的な状況の変化に即した農道計画を策定します。

#### 4 - 2 今後の課題とその対応

上記4 - 1の方針に基づき、農道ルート等の検討に際して、整備要件の的確な把握を行い、将来の状況変化に十分対応できる農道計画を策定します。

その上で、当該農道計画の費用対効果分析を行い、地域要望に対する整備効果の発現等分析結果に基づき、総合的な観点から評価し、その内容についてご報告いたします。

# 海岸保全施設整備事業 村松地区の継続について

[ 農水商工部 ]

## 1 再評価審査対象事業

海岸保全施設整備事業 9番 村松地区

## 2 委員会意見

平成16年10月15日に開催されました第4回三重県公共事業評価審査委員会における再評価審査の結果、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」とのご答申をいただきました。

## 3 海岸保全施設整備事業の背景

海岸保全施設整備事業は、高潮等による被害から海岸を防護し、国土を保全するために堤防、護岸、離岸堤等の新設または改良を行う事業です。

当地区においては築後45年が経過し、堤体のひび割れ、表面工クリットの劣化等が随所に見られることから堤防決壊の恐れが生じていました。

堤防背後には、優良な農地や集落があり、地域の発展のため安全・安心な海岸づくりが必要でした。

## 4 再評価対象事業の対応方針

委員会の答申を踏まえ、当地区の老朽化した堤防を補修し、農地・農業用施設を高潮被害から未然に防止し、地域住民の安全・安心な生活を守るため当事業を継続して早期完了を目指します。

## 5 今後の課題とその対応

近年、東海・東南海・南海地震による津波対策等安全・安心な住民生活の確保、国土保全のニーズが高まる中で、農地海岸の整備率は53.9%（平成16年度末予定）と約半分程度の整備に留まっています。今後ともさらなるコスト縮減に取り組み、効率的、効果的な事業実施に努め、海岸保全施設の整備をすすめてまいります。

# 地域水産物供給基盤整備事業「舟越地区」の継続について

[ 農水商工部 ]

## 1 再評価対象事業

地域水産物供給基盤整備事業 10番 舟越地区

## 2 委員会意見

平成16年12月16日に開催されました第7回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、事業継続を了承され、次のご意見を受けました。

- ・ 事業実施に当たり常に精度の高い全体計画内容、全体計画事業費を把握しておくことを求めるものである。
- ・ 避難港としての事業の性格を考えると早期に工事を完成するよう一層の努力を求めるものである。

## 3 地域水産物供給基盤整備事業の背景

離島である答志島3漁業集落の漁船は、荒天時に安心して停泊できる岸壁が不足していることから、本土に避難しなければならない状況です。

また、離島という地理的条件から、水産加工場用地や漁港施設用地の確保が困難であるため、島の北側の入り江に本漁港を整備し、島民が安心して生活できる環境を創出するとともに漁業の発展に寄与することを目的とします。

## 4 再評価対象事業の対応方針

答志島の主要産業である水産業の生産基盤の拠点となる漁港の整備は重要であり、また、避難港としての整備を図り島民が安心して生活できる環境を創出することが必要であるため、三重県公共事業再評価実施要綱第5条第1項により当事業を継続いたします。

## 5 地域水産物供給基盤整備事業の課題

三重県公共事業評価審査委員会の答申を踏まえ、以下により課題を整理しました。

- ・ 常に全体計画内容及び全体計画事業費を的確に把握し、早期に事業が完成するよう事

業費の重点配分に努めるとともに、一部供用開始により早期事業効果の発現を図る必要がある。

## **6 事業への対応方針**

### **6 - 1 課題の解決方針**

平成 17 年度には、2 号防波堤の完成により荒天時の静穏域が一部確保され、併せて、臨港道路の早期完成を図り、答志島 3 漁業集落からの通行手段が確保できます。

このことから、平成 18 年度からは東側の水域にて係留が可能となり、供用開始を予定しています。

### **6 - 2 今後の課題とその対応**

今後の漁港整備については、漁協合併などの広域化を踏まえ、さらに社会経済情勢の変化等を踏まえた総合的な計画づくりに取り組むことが必要と考えています。

水産資源の増殖から、漁獲、陸揚げ、流通・加工までの一貫した水産物供給システムの基盤として、また防災・避難、交流の拠点として、重点的且つ効率的に整備を進めてまいります。

#### **4 ) 県土整備部の取り組み（再評価）**

# 道路事業の継続について

[ 県土整備部 ]

## 1 再評価審査対象事業

道路事業	11番	国道306号	伊船 <sup>しいな</sup> バイパス
	13番	国道477号	四日市湯の山 <sup>よっかいちゆのやま</sup> 道路延伸 <sup>どうろえんしん</sup>
	16番	国道25号	一ツ家 <sup>ひとつや</sup> バイパス

## 2 委員会意見

平成16年12月16日に開催されました第7回三重県公共事業評価審査委員会において再評価審査の結果、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」とのご答申をいただきました。

## 3 道路事業の背景

道路は地域間交流、産業・経済の発展、良好な居住環境の形成及び防災機能の強化など、県民生活を支える重要な社会基盤です。しかし、厳しい財政状況の中、本県の道路整備状況はまだまだ十分ではない状況です。そこで、平成15年10月に「新道路整備戦略」を策定し、道路事業の重点的・効率的かつ計画的な整備に努めているところです。

## 4 再評価対象事業の対応方針

「継続」

残事業を的確に把握しコスト縮減に努め、計画的で効率的な事業執行により、事業効果の早期発現を目指します。

## 5 道路事業の課題

公共事業を取り巻く財政状況が厳しくなる中、道路整備を効率的に促進するため一層のコスト縮減が求められています。

## 6 事業への対応方針

### 6 - 1 課題の解決方針

平成15年度の道路構造令の改訂に伴い、これまでの道路構造（幅員、線形、車線数等）の全国一律の運用から、地域の実状に細やかに適応した道路構造を採用することにより、計画時点からのコスト縮減に取り組めます。また工事実施時点においては、新材料・新工法等を採用することによりコスト縮減に努めます。

### 6 - 2 今後の課題とその対応

公共事業においては、効率的な事業執行、整備効果の早期発現が求められています。そこで、道路事業では「新道路整備戦略」を定め重点的・効率的かつ計画的な事業執行に努めているところです。今後は「新道路整備戦略」に沿って道路整備を進めて行く段階においても、各路線の進捗状況等を見極めた事業執行により、より効率的な運用に努めます。



# 朝日中央線街路事業について

[ 県土整備部 ]

## 1 再評価審査対象事業

街路事業 17番 朝日中央線街路事業

## 2 委員会意見

平成16年12月16日に開催されました第7回委員会における再評価審査の結果、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。ただし、階段歩道の設置に当たっては、そのメリットおよびデメリットを十分考慮の上、利用者に不自由とならないよう配慮されることを望むものである」とのご意見を受けました。

## 3 事業の背景

街路事業は、都市における円滑な交通機能の確保及び公共空間を備えた良好な市街地の形成を図ることにより、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動に寄与することを目的として、市街地の都市計画決定された道路を整備する事業です。

都市計画道路朝日中央線は、国道1号北勢バイパスを起点として朝日町の中心地を縦貫し、桑名都市計画道路桑部播磨線へ連絡する道路で、国道1号北勢バイパス及び伊勢湾岸自動車道みえ朝日I.C.へのアクセス機能を有する等、重要な道路ネットワークとしての役割を担うとともに、鉄道との立体交差化により地域の交通安全を確保する等、朝日町および周辺地域のまちづくりに資する道路として、昭和46年に都市計画決定されました。

朝日中央線街路事業は、朝日町役場付近からJR関西本線を跨線橋で立体交差して県道四日市朝日線へ接続する延長750mの区間について整備を行うもので、平成7年度に事業に着手しました。

## 4 再評価対象事業の対応方針

当事業の平成16年度未進捗率は約95%であり、平成17年度の事業完了に向け、引き続き事業を継続して実施していく方針です。

## 5 事業の課題

再評価審査の結果、事業継続は了承されましたが、高架橋部分の一部に設置を計画している階段歩道に関し、利用者に不自由とならないよう配慮を望むとの意見を受けました。

## 6 課題への対応方針

階段歩道に関しては、高架橋前後の交差点付近及び階段歩道付近において、わかりやすい路面標示や標識・看板類の設置等による誘導・注意喚起等の対策を講じるなど、歩道利用者に不自由とならないよう配慮に努めます。

# 公共事業再評価（市町村等事業）

## 2 平成16年度公共事業再評価結果（市町村等事業）

(1) 再評価事業箇所数 10箇所

(2) 継続事業箇所数 10箇所

(3) 中止事業箇所数 0箇所

(4) 再評価継続箇所数 0箇所

(5) 平成16年度三重県公共事業再評価審査対象事業一覧表（表 2）

再評価理由： 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業  
 事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業  
 再評価実施後一定期間が経過している事業  
 社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業

番号	事業名	箇所名	市町村名	採択年度	再評価理由	答申	対応方針
101	河川事業	準用河川萱生川 準用河川改修	四日市市	H1		継続	継続
102	河川事業	準用河川九手川 準用河川改修	松阪市	H6		継続	継続
103	水道事業	ライフライン機能強化等事業(石綿セメント管更新事業)(松阪市内)	松阪市	H11		継続	継続
104	水道事業	ライフライン機能強化等事業(石綿セメント管更新事業)(桑名市内)	桑名市	H11		継続	継続
105	水道事業	ライフライン機能強化等事業(石綿セメント管更新事業)(三重郡菰野町内)	菰野町	H6		継続	継続
106	水道事業	広域化促進地域上水道施設整備事業(旧一志郡嬉野町内)	松阪市 旧嬉野町	H5		継続	継続
107	水道事業	広域化促進地域上水道施設整備事業(旧一志郡三雲町内)	松阪市 旧三雲町	H7		継続	継続
108	水道事業	広域化促進地域上水道施設整備事業(志摩市内)	志摩市	H5		継続	継続
109	下水道事業	磯部都市下水路	志摩市 旧磯部町	S53		継続	継続
110	下水道事業	御浜町特定環境保全公共下水道(阿田和处理区)	御浜町	H7		継続	継続

## **5 ) 四日市市の取り組み（再評価）**

# 準用河川萱生川 統合準用河川改修事業の事業継続について

[ 四日市市 ]

## 1 再評価審査対象事業

河川事業 101番 準用河川萱生川

## 2 委員会意見

平成 16 年 11 月 16 日に開催されました第 6 回委員会における再評価審査の結果、事業継続の妥当性が認められ、事業継続が了承されました。

## 3 事業の背景

当河川では、流域の上流における宅地開発などに伴う流出量増加により、昭和 49 年 7 月 25 日には流域の中・下流に位置する人家 19 戸、農地 30ha が浸水するという甚大な被害に見舞われております。このような状況を鑑み、本事業は中・下流における治水安全性の向上を図ることを目的としています。

## 4 再評価対象事業の対応方針

本事業は、平成元年の事業開始から平成 13 年までに事業区間 640m のうち、300m の護岸整備が完了しております。平成 14 年からは萱生川を横断する三岐鉄道を中部国際空港関連事業に使用していたため工事を行うことができず、現在に至るまで事業を休止しておりました。

今後は、鉄道橋梁の架け替えに目処がついたことから、残りの区間 340m について、厳しい財政状況ではありますが、コスト縮減に努めながら早期完成に向けて、本事業を継続していく所存です。

## **6 ) 松阪市の取り組み（再評価）**

# 準用河川九手川 統合準用河川改修事業の事業継続について

[ 松阪市 ]

## 1 再評価審査対象事業

河川事業 102番 準用河川九手川

## 2 委員会意見

平成16年11月16日に開催されました第6回委員会における再評価審査の結果、事業継続の妥当性が認められ、事業継続が了承されました。

## 3 事業の背景

当河川では、流域の上流における宅地開発などに伴う流出量増加により、昭和57年8月1日には流域の下流に位置する人家23戸、農地0.4ha、平成12年9月11～12日には同様に下流において、人家30戸、農地3.8haが浸水するという甚大な被害に見舞われております。このような状況を鑑み、本事業は中・下流における治水安全性の向上を図ることを目的としています。

## 4 再評価対象事業の対応方針

本事業は、平成6年の事業開始から平成11年までに事業区間881mのうち、412mの護岸整備が完了しております。平成12年からは本事業区間に位置する鉄道橋梁の改修に係わる協議が難航したため、現在に至るまで事業を休止しており、浸水被害の防止という観点から早急な整備が求められています。

今後は、長年懸案であった鉄道橋梁の協議に目処がついたことから、残りの区間469mについて、厳しい財政状況ではありますが、コスト縮減に努めながら早期完成に向けて、本事業を継続していく所存です。



# 石綿セメント管更新事業の継続について

[ 松阪市 ]

## 1 再評価審査対象事業

水道事業 103番 石綿セメント管更新事業（松阪市内）

## 2 委員会意見

平成16年11月16日に開催されました第6回三重県公共事業評価審査委員会における再評価審査の結果、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承された。

## 3 石綿セメント管更新事業の背景

松阪市では、昭和30～40年代における給水量の急激な増加に対応するため、市街地を中心に石綿セメント管が布設されましたが、30年以上が経過した現在、経年による老朽化が進行し、管路の破損・漏水事故等が度々発生しております。

このため本市では、平成5年度に石綿セメント管の更新計画を立案し、平成10年度迄は単独事業として石綿セメント管の更新を行っておりましたが、更新延長が長いこと事業費が高くなり、水道事業経営の圧迫要因となってきたので、平成11年度から国庫補助事業として平成20年度を目標に石綿セメント管更新事業を進めております。

## 4 再評価対象事業の対応方針

老朽化した石綿セメント管の破損・漏水事故を未然に防ぎ、また高強度の管に更新することで、地震等の災害時における市民のライフラインを確保することから当事業を継続して実施します。

## 5 石綿セメント管更新事業の課題

石綿セメント管更新事業にかかるコストの更なる縮減を目指し、一層の取り組みを行う。

## 6 課題の解決方針

他事業(道路改良、下水道等)との連携を更に密にし、工事の同時期施工による周辺住民への対応及び路面復旧費の縮減、浅層埋設による掘削土量・埋戻土量の縮減、再生材使用による材料費の縮減等を今後もより一層強化・推進し事業の早期完了に努めていきます。

# 広域化促進地域上水道施設整備事業嬉野地区の継続について

[ 松阪市 旧嬉野町 ]

## 1 再評価審査対象事業

水道事業 106番 広域化促進地域上水道施設整備事業 嬉野地区

## 2 委員会意見

平成16年12月16日に開催されました第7回三重県公共事業評価審査委員会における再評価審査の結果「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する」との意見を受けました。

## 3 広域化促進地域上水道施設整備事業の背景

嬉野町の水道事業は、町民の生活水準の向上及び、町産業の活性化を図るための基盤的施設として、生活様式の多様化や人口増加に伴う水需要の増大に対処すると共に、未給水地域への施設整備を行い、安定した飲料水を町民に供給することを目的としています。

また、本町水道事業は、昭和46年に経営認可を受け創設し、昭和56年に「第1次拡張事業」、昭和59年に「第2次拡張事業」を実施し、現在は、平成3年3月に策定された「水道事業基本計画書」に基づく「第3次拡張事業」により経営されており、計画給水人口：19,980人、計画1日最大給水量10,730m<sup>3</sup>とする水量のもと国庫補助事業の「広域化促進地域上水道施設整備事業」として整備を行っています。

## 4 再評価対象事業の対応方針

本町水道事業は、井戸枯れが発生し飲料水などに苦慮している未給水地区の施設整備を行うと共に、老朽化している配水管や仕切弁などの交換を行い、漏水を防止して、有効率の高い水道施設の構築を実現できる様に、本事業を「継続」として実施したいものと考えています。

また、事業の実施に当たっては、他事業との共同施工や配水管の浅層埋設などの経済的な工法を積極的に採用し、一層のコスト縮減に努めていきます。

## 5 広域化促進地域上水道施設整備事業の課題

本事業の計画 1 日最大給水量は、今回の再評価で見直し 10,730m<sup>3</sup> と決定しました。現段階では、最良の値であると確信しておりますが、今後の社会状況や生活形態の変化などの不確定な要素により、大きく変化する可能性もあります。このことから、水道事業の規模を決定する計画 1 日最大給水量の選定は、上水道の施設整備事業を実施する上でもっとも重要な課題であると考えています。

## 6 事業への対応方針

### 6 - 1 課題の解決方針

本水道事業の 1 日最大給水量や、給水人口等の実績データを現在の計画と比較検証を行い、計画と実績との状況を十分把握した上で、適宜、現実的な給水量を設定した計画に見直しを図り、本事業の施設整備計画を実施していきます。

### 6 - 2 今後の課題とその対応

平成 17 年 1 月 1 日より嬉野町は、旧松阪市と旧三雲町と合併し松阪市となりましたが、合併により社会情勢などの変化が起こりえると考えられます。今後は、松阪市として事業のあり方を考え、関係者との密な連携を取り、合理的かつ効率的な事業となるよう取り組んでいきたいと考えています。

# 広域化促進地域上水道施設整備事業(三雲地区)の継続について

[ 松阪市 旧三雲町 ]

## 1 再評価審査対象事業

水道事業 107番 広域化促進地域上水道施設整備事業(三雲地区)

## 2 委員会意見

平成16年11月16日に開催されました第6回三重県公共事業評価審査委員会における再評価審査の結果、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。今後、計画給水量の設定に当り社会情勢等の変化に応じて、適宜、現実的な給水量を設定した計画に見直されるよう求める」とのご意見を受けました。

## 3 広域化促進地域上水道施設整備事業の背景

本町の水道事業は、昭和41年度に上水道事業を開始し、給水人口10,000人、一日最大給水量 $3,000\text{m}^3/\text{日}$ で創設し、昭和55年度に第1次拡張変更事業にて、中勢水道用水を追加、一日最大給水量 $4,000\text{m}^3/\text{日}$ で認可を取得し事業運営を行ってきました。

しかしその後、予想を上回る人口増加、開発行為の変更・増加のために、計画給水量の上乗せが必要となってきました。

そこで、新水源を中勢水道用水系の浄水に求め、新たに $5,000\text{m}^3/\text{日}$ の受水を申し込み上水道の安定供給を行うこととなりました。

現在、平成22年度を目標に、計画給水人口では既認可10,000人を12,540人に、計画一日最大給水量では既認可 $4,000\text{m}^3/\text{日}$ を $9,000\text{m}^3/\text{日}$ に増量する第2次拡張変更事業の認可を平成6年6月に受け、翌平成7年度から国庫補助事業の「広域化促進地域上水道整備事業」で水道施設の整備を行っています。

## 4 再評価対象事業の対応方針

将来的に見込まれる水量増加に伴い水道施設の整備事業を行っていますが、広域化整備事業がもたらす効果と、独自の水を確保するために必要な費用について分析しますと、広域化整備事業は建設費や維持管理費の効率化に寄与していると判断でき、当事業を継続して実

施していきたいと考えています。

また、当事業の実施に当たっては、再生材の使用や配水管の浅層埋設等、一層のコスト縮減に努める所存であります。

## **5 広域化促進地域上水道施設整備事業の課題**

人口増加の状況にもかかわらず当初予測水量までには伸び悩む傾向にあり、社会情勢の変化に応じた内容になっているか、常に検証する必要があります。

## **6 事業への対応方針**

### **6 - 1 課題の解決方針**

給水量の伸び悩みは配水管整備による漏水量の減少、節水機器の導入促進、節水意識の高揚等が考えられます。そのことを踏まえ今後社会情勢等の変化に応じて、適宜、現実的な給水量を設定した計画に見直しを図っていきます。

### **6 - 2 今後の課題とその対応**

平成 17 年 1 月 1 日合併により松阪市になりましたが、合併によりさらなる情勢の変化が起こりえると考えられます。今後は松阪市として事業のあり方を考え、関係者と連携を密にし、合理的かつ効率的な事業となるよう取り組んでいきたいと考えています。

## **7) 桑名市の取り組み（再評価）**

# 水道事業石綿セメント管更新事業の継続について

[ 桑名市 ]

## 1 再評価審査対象事業

水道事業 104番 石綿セメント管更新事業（桑名市内）

## 2 委員会意見

平成16年11月16日に開催されました第6回三重県公共事業評価審査委員会において審査を行った結果、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

## 3 石綿セメント管更新事業の背景

桑名市の水道は、明治37年に私設の諸戸水道が街頭給水を開始したのが始まりで、大正13年町営水道となり、昭和3年第一次拡張事業以来水道施設の拡張を行いつつ現在、第五次拡張事業により、水道施設の整備拡充を図り安定給水に努めております。

その間、第四次拡張事業で簡易水道の上水道への統合も完了しましたが、簡易水道建設時に布設した石綿セメント管が老朽化し破損事故等が度々発生しており漏水の原因となっています。

このため単独事業として、破損事故多発箇所より計画的に石綿セメント管の更新を行っておりましたが、平成11年度に石綿セメント管更新事業の国庫補助要件の緩和に伴い、平成11年度～平成23年度の計画で国庫補助事業として石綿セメント管更新事業を行っております。

## 4 再評価対象事業の対応方針

本事業を行うことにより、破損・漏水事故や地震に強い配水管路を構築し、安全かつ安定的な給水を目指し、ライフラインの確保を図るものであり当事業の継続をいたします。

## 5 石綿セメント管更新事業の課題

石綿セメント管更新事業にかかるコスト縮減について、一層の取り組みを行う。



## 6 課題の解決方針

コスト縮減については、浅層埋設による掘削土量・埋め戻し土量・残土処理量の低減化、再生材料の使用による材料費の低減及び環境配慮、他事業との同時時期施工による路面復旧等の縮減を図ってまいりました。

尚、今後も他事業との連携を強化・推進するなど、コスト縮減・早期完成に努めてまいります。

## **8 ) 菰野町の取り組み（再評価）**

# 水道事業石綿セメント管更新事業の継続について

[ 菰野町 ]

## 1 再評価審査対象事業

水道事業 105番 石綿セメント管更新事業（菰野町内）

## 2 委員会意見

平成16年11月16日に開催されました第6回三重県公共事業評価審査委員会において再評価審査の結果、事業継続の妥当性が認められたことから事業の継続を了承されました。

## 3 石綿セメント管更新事業の背景

菰野町の水道は昭和38年2月に創設し、その後、数次の拡張により水道施設の整備拡張を図り公営企業の健全な運営に努めてきました。しかし、上水道創設時に布設した導・送・配水管の管路延長251kmのうち39km（15%）の石綿セメント管が経年変化による老朽化の原因から破損・漏水の事故が多数発生しております。

このため平成5年度に石綿セメント管の整備事業の長期計画（平成6年～19年度）を立て、国庫補助事業として老朽石綿セメント管の布設替えを行い、地震対策としても対応できるように更新し、公営企業としての経営の安定を図るものであります。

## 4 再評価対象事業の対応方針

経年変化による老朽した石綿セメント管の破損による漏水事故対策および震災に強い管路に更新し、地域住民に安定供給できるライフラインの確保を図り、当事業の継続を行います。

## 5 石綿セメント管更新事業の課題

平成6年度から事業開始し、事業完了予定が平成19年度となっておることから、公共事業にかかるコスト縮減を更に一層の取り組みを行い、残り3ヵ年での事業完成を図ります。

## 6 課題の解決方針

下水道・道路改良等の他事業との連絡調整の徹底を図り、施工範囲での周辺住民に対する同時期施工による交通障害の短縮と路面復旧費の縮減、浅層埋設による掘削・埋戻土量の縮減および路面復旧の再生材使用によるコスト縮減を今後も更に一層の取組みを強化・推進し事業の進捗を図ります。

## 9) 志摩市の取り組み（再評価）

# 広域化促進地域上水道施設整備事業の継続について

[ 志摩市 ]

## 1 再評価審査対象事業

水道事業 108番 広域化促進地域上水道施設整備事業（旧志摩町）

## 2 委員会意見

平成16年11月16日に開催されました第6回三重県公共事業評価審査委員会における再評価審査の結果、「事業継続を了承する。」とのご答申をいただきました。

## 3 広域化促進地域上水道施設整備事業の背景

生活水準の向上或いは生活多様化、給水区域内への配水流量及び給水圧の均等化を図り、安定供給を目的に、一括自然流下方式にするため、水道施設設備の整備拡充を成し、ライフラインである水道水の安定した需要に対応するための事業です。

## 4 再評価対象事業の対応方針

配水方法をポンプによる加圧方式と自然流下方式を自然流下方式に一本化にして一括配水方法により、水圧低下・水量不足等が解消するとともに安定供給するために、配水池及び配水管路の施設整備し、施設の一元化並びに維持管理費のコストダウンを推進いたします。また、給水量の算出にあたり適宜見直しを図り、当事業を継続いたします。

## 5 計画給水量の課題

計画給水量については、今後社会情勢や人口形態、観光客、使用水量を注視が必要です。

## 6 事業への対応方針

### 6 - 1 課題の解決方針

目標年次を計画年次ではなく、社会情勢の変化に伴い適宜給水量を計画し施設整備拡充の見直しを図ります。

## 6 - 2 今後の課題とその対応

施設整備拡充に関連性の高い給水量を、年度毎にデータを解析し、それらをもとに現実的な計画として予定事業整備内容を検討し、整備拡充により給水区域内への安定供給、ライフラインである水道の安定した需要に対応します。

# 磯部都市下水路事業について

[ 志摩市 旧磯部町 ]

## 1 再評価審査対象事業

都市下水路事業 109番 浜島都市計画下水道事業 磯部都市下水路

## 2 委員会意見

平成16年9月7日に開催されました第3回三重県公共事業評価審査委員会における再評価審査の結果、事業継続を了承されました。ただし、「当初計画時点に比べて今回の事業費が、事業を取り巻く社会経済状況に一定の変化があったとしても著しく高額となっており、さらなるコストの削減および縮減策を検討し具体的な額を本年度内に示すよう求めるものである。」とのご意見を受けました。

## 3 磯部都市下水路事業の背景

磯部都市下水路は昭和53～62年に事業が実施され、標高が低く海岸に近い地形のため降雨時に満潮が重なると浸水被害を受けてきた町の中心地域を、浸水被害から防除してきたところであります。

## 4 再評価対象事業の対応方針

本施設は今後も志摩市磯部町中心地域の浸水被害を防除するため、既存ポンプ施設の更新とポンプ場の増設等を行い、当地域の住民の安全と安心を確保するために継続していく所存であります。

## 5 磯部都市下水路事業の課題

三重県公共事業評価審査委員会の答申を踏まえ磯部都市下水路事業における課題を整理したところ、当初計画時から約25年が経過したため物価上昇や円高の影響があるとはいえ、「当初計画時点に比べて今回の事業費が、事業を取り巻く社会経済状況に一定の変化があったとしても著しく高額となっている。」という点があります。

したがって、さらなるコストの削減および縮減策を検討することが重要な課題であります。



## 6 事業への対応方針

### 6 - 1 課題の解決方針

コストの削減および縮減は、今後、平成 17～29 年にかけて磯部都市下水路事業を実施していく上で、重要な課題であります。

このため、平成 17 年度以降に実施される予定である基本設計、詳細設計、及び施工時に次の視点で検討し、採用できるものは採用していきます。

立型ガスタービンエンジン、ポンプの高速化等の新技術採用により、省スペース化を実現し、ポンプ室上屋を縮小し、約 30%（＝約 494 百万円）のコスト縮減が可能となった例もあるため、新技術の採用を検討する。

土木構造物標準設計見直しにより約 1～7%程度（＝約 1 百万円）のコスト縮減が可能となった例もあるため、土木構造物については標準設計の見直しを検討する。

ポンプの機械・電気費を約 1%程度（＝約 20 百万円）のコスト縮減が可能となった例もあるため、機械・電気設備の汎用品の使用を検討する。

プレキャスト製品の使用により約 39%（＝約 24 百万円）のコスト縮減に成功した事例もあるため、水路の設置に際しては、プレキャスト製品の使用、長尺物が使用できないかを検討し、労働力ミニマムになるよう検討する。

### 6 - 2 今後の課題とその対応

公共事業は既存施設を改築することも多いため、新設する視点ばかりでなく既存ストックの有効利用に努め、資材ミニマム、労働量ミニマム、及び最新技術開発の推進・活用の視点から公共事業のあり方を検討していく所存であります。

## **10) 御浜町の取り組み（再評価）**

# 御浜町の公共下水道事業の継続について

[ 御浜町 ]

## 1 再評価審査対象事業

下水道事業 110番 御浜町特定環境保全公共下水道事業（阿田和处理区）

## 2 委員会意見

平成16年8月9日に開催されました第2回三重県公共事業評価審査委員会における再評価審査の結果、「御浜町の公共下水道事業については、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。ただし、一層のコスト縮減に努めるとともに、具体的な縮減計画額を示されるよう求めるものである。」とのご意見を受けました。

## 3 下水道事業の背景

御浜町の公共下水道事業は、公共用水域の水質保全と生活環境の改善のために、市街化区域及び将来市街化が予想される区域の整備を行うものであります。

現行の下水道法が昭和34年に施行されて以来、下水道の果たすべき役割は公衆衛生の向上・生活環境の改善のみならず河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質保全にまで拡大するとともに、大都市のみならず中小の市町村においても下水道整備を行うところが急増しています。

## 4 再評価対象事業の対応方針

本町では、公共用水域の水質保全と生活環境の改善のため下水道事業を平成7年度から実施してきており、現在、終末処理場は全3系列のうち2系列が完成し、1系列の建設を残すのみとなり、管渠施設は目標である79haの整備を完了し、水洗化の促進を掲げ、コスト縮減に努め鋭意努力をしているところです。

当下水道事業は、事業着手以来10年が経過して79haを整備し、事業進捗率は93%となっています。

今後も完成に向け、当事業を継続して実施していく所存です。

## 5 御浜町の公共下水道事業の課題

公共下水道事業は、公共用水域の水質保全と生活環境の改善のため事業を施行してきました。

三重県公共事業評価審査委員会のご答申を踏まえ、コスト縮減に向けた課題を整理しました。

管渠施設は完成しているためコスト縮減対象から除くことになります。

終末処理場施設の残る 1 系列の施設がコスト縮減対象となり、具体的な縮減額の算出が課題となります。

## 6 課題への対応方針

終末処理場の建設予定時期は平成 22 年以降であり、その時点で実施計画を行う中で、機械電気設備では最新技術による低コスト、省エネルギー機器の導入、土木構造物では再生材等を使用した具体的なコスト縮減計画を策定し、当初の予定額と比較することでコスト縮減額の成果を示すこととします。

# 公共事業事後評価（県事業）

### 3 平成16年度公共事業事後評価結果（県事業）

公共事業の事後評価にあたっては、客観的に評価を行う観点から三重県公共事業評価審査委員会条例に基づく三重県公共事業評価審査委員会の調査審議を経たうえで、事後評価結果を今後実施する事業の計画、又は、実施中の事業に反映させる内容について、委員会のご意見を最大限尊重しながら県の事業方針を表 3のとおり決定しました。

#### （1）平成16年度三重県公共事業事後評価審査対象事業一覧表（表 3）

事後評価理由：事業完了後おおむね5年が経過した事業

番号	事業名	箇所名	市町村名	採択年度	完了年度	答申	事業方針
502	海岸事業	宇治山田港(大湊地区)	伊勢市	H4	H11	妥当	各部の取り組みのとお
503	公営住宅整備事業	ミレ二北口	久居市	H10	H11	妥当	

#### （2）事後評価結果を踏まえた今後の取り組み

本県は、県民の公共事業に対する多様な価値観や近年の急激な社会経済情勢の変化等に対して、新たな時代のニーズを捉えつつ公共事業を計画し、実施して行くことが重要と考え、平成15年度から公共事業事後評価を実施し、その結果から得られた課題への対応策を検討するとともに、それを今後実施する事業等へ反映させていくこととしています。

本年度は、表 3の2事業について公共事業事後評価を実施し、三重県公共事業評価審査委員会にご審査をいただきました。その結果、両事業の事後評価結果について「妥当」とのご答申をいただきました。また、あわせて、貴重なご意見もいただきました。

本県は、このご意見を踏まえて課題を検討し、それに対する具体的な取り組みとして次頁以降に整理しました。

今後は、この取り組みを進めるとともに、更に的確な事後評価に努め、今後実施する公共事業の計画等に反映させつつ、本県の公共事業が一層効率的効果的となるよう取り組んでいきます。

## **1 ) 各部共通の取り組み（事後評価）**

## 事後評価結果を今後の計画に反映されるシステムの構築について

[各部共通]

### 1 委員会意見

平成16年12月16日に開催された第7回三重県公共事業評価審査委員会において、「事後評価の結果を踏まえて、直面する課題とその解決策並びに事後評価の結果から将来予想される課題を推測しその対応方針を記載するとともに、今後計画される事業へ迅速に反映されるようなシステムを早期に構築されたい。」とのご意見を受けました。

### 2 今後の対応

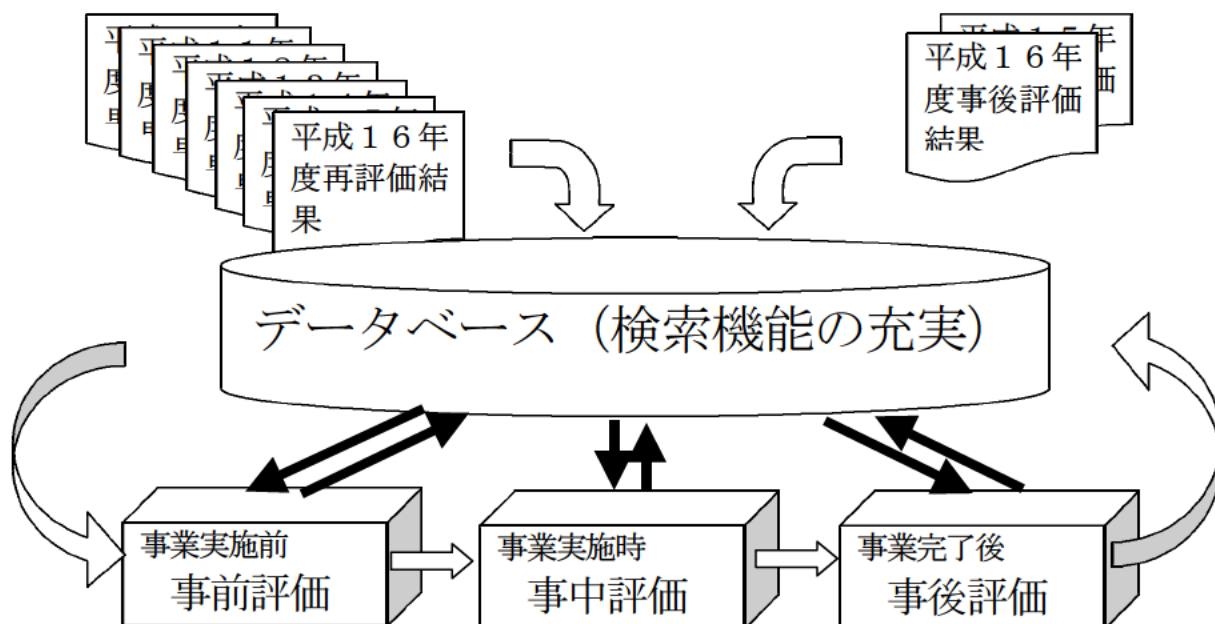
#### 2-1 課題に対する対応方針について

昨年から導入した事後評価において、審査時には直面する課題とその解決策を記載することとしておりますが、今後、事後評価を行う際には、直面する課題に加えて将来予想される課題を推測し、その対応方針も評価書に記載することとします。

#### 2-2 今後の計画に反映されるシステムの構築について

平成14年度末、事務局においてこれまでに委員会でご審査いただいた事業について事業概要、委員会から頂いた意見、意見を踏まえた県の対応方針等について整理し、「三重県公共事業再評価審査の手引き」として冊子にとりまとめました。また、昨年度には、職員向けに庁内の電子キャビネットに冊子の概要を掲載し、全職員が個人のパソコンから以前の委員会の概要の閲覧が可能になっています。

しかし、現在の冊子には検索機能がないため、必要な項目をすぐに取り出すことは困難な状態となっています。今後蓄積した資料のデータベース化をすすめ、検索機能の充実をはかることにより、事業計画時に今までのデータを容易に検索でき、迅速に事業に反映できるシステムの構築について取り組んで参りたいと考えています。





## **2) 県土整備部の取り組み（事後評価）**

# 海岸侵食対策事業について

[ 県土整備部 ]

## 1 事後評価審査対象事業

海岸事業 502番 宇治山田港海岸

## 2 委員会意見

平成16年12月16日に開催されました第7回三重県公共事業評価審査委員会において審査を行った結果、県の事後評価結果の妥当性を認められました。

ただし、今後の事業に対して「自然環境に対する影響は学識経験者等を活用するなどし十分配慮されたい。」「計画段階から住民参画を求め、維持管理など住民やボランティア団体等と協働される仕組みを構築されたい。」「アンケートを行う際には事業にかかったコストも含めて、県民の立場に立った意見聴取を実施されたい。」とのご意見を受けました。

## 3 侵食対策事業の背景

当海岸は古くから海水浴、潮干狩りに利用され、背後地住民をはじめ周辺地域の人々の憩いの場となっています。しかし、近年は汀線（波打ち際）が後退し、海浜が減少して防護機能が低下し、背後地への侵食被害及び浸水被害の発生が危惧される状況でした。

侵食被害を未然に防止し、背後地の生命・財産を守る。「ふるさと海岸整備モデル事業」により老朽化している海岸保全施設の改善及び、背後地から海浜へのアクセスの向上を図り、地域住民に親しまれ、海辺とふれあえる美しい景観をもった安全で潤いのある海岸空間の創出といった、利用や景観に配慮した海岸の整備をおこなうため平成4年から12年に事業をおこないました。

## 4 事後評価対象事業の対応方針

事業完了後、海岸保全施設として防護面で効果を発揮しています。利用面でも潮干狩りや、イベントが開催され多くの方々に利用されていることに加え、地域の方々の散策、散歩等、年間を通じた利用がなされています。また、海岸の美化活動が地元のボランティアにより自発的に行われるようになり、定着してきています。

今後は、維持管理を適切に行うことにより防護機能の維持と利用者の利便性、安全性に配慮します。

## 5 宇治山田港海岸の課題

ご答申と同時に、「自然環境に対する影響は学識経験者等を活用するなどし十分配慮されたい。」「計画段階から住民参画を求め、維持管理など住民やボランティア団体等と協働される仕組みを構築されたい。」「アンケートを行う際には事業にかかったコストも含めて、県民の立場に立った意見聴取を実施されたい。」とのご意見を受けました。

計画当時は、自然環境に関する認識が高くありませんでした。また、地元関係者との間で十分な意見調整を図る仕組みが確立していなかったことから、計画策定時から地元住民や漁業関係者、役場等と事業を進めていくうえでの調整は行われたものの事業完了後の維持や管理に関する調整は行われていませんでした。

## 6 事業への対応方針

### 6 - 1 課題の解決方針

今後海岸事業を行っていくにあたっては、海岸域は生態系を育む空間であることを認識し、三重県環境影響評価システム推進要綱による審議を行うとともに、必要に応じて学識経験者等の意見を参考として自然環境に配慮を行います。また、特に利用に配慮した整備を行う海岸等については、計画段階から住民の参画を求め、整備後の維持管理を含めた計画を定め、事業完了後も住民の方々と協働して維持管理等を行えるよう調整を図ります。

アンケートを行う場合には、コスト面をふまえた設問を含めた調査内容とします。

### 6 - 2 今後の課題とその対応

関係機関や住民等と十分に意見調整を行いながら事業計画を策定するよう努めます。

# 公営住宅整備事業について

[ 県土整備部 ]

## 1 事後評価審査対象事業

公営住宅整備事業 503番 県営住宅ミレニ北口

## 2 委員会意見

平成16年12月16日に開催されました第7回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、県の事後評価結果の妥当性を認められました。

ただし、今後の事業に対して「民間のモデルになるような障害者や高齢者などに配慮した仕様を検討されたい。」「公営住宅の統合を図るなど、コスト縮減に努められたい。」及び「アンケートの回収率を上げるための対策を検討されたい。」との意見を受けました。

## 3 公営住宅整備事業の背景

公営住宅整備事業は、公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で住居を供給することを目的に実施しており、当事業により整備された公営住宅は、「住まいのセーフティネット機能」としての役割を果たしています。

## 4 事後評価対象事業の対応方針

対象事業の事後評価結果については妥当性を認められましたが、今後、事業を実施する際には、答申に付された意見を踏まえて事業を実施してまいります。

障害者や高齢者に配慮した仕様については、従来より県営住宅の新築や建替え時には障害者用（車いす対応）住戸や高齢者に配慮した住戸の供給を推進してまいりましたが、高齢者仕様等に関する整備方針を定め、より良質な住宅の供給促進に努めてまいります。

コスト縮減については、費用対効果を分析し、さらなるコスト縮減に努めてまいります。

アンケートについては、回収用ポストの設置など回収率を高めるための対策等を今後の事後評価時に検討いたします。

## 5 公営住宅整備事業の課題

三重県公共事業評価審査委員会の答申を踏まえ、公営住宅整備事業の実施における課題を以下のように整理しました。

高齢社会に対応するため、障害者や高齢者に配慮した住宅の供給を推進する必要がある。特に、障害者用（車いす対応）住戸は民間賃貸住宅市場でほとんど供給されていないことから、公営住宅での供給が必要である。

きびしい財政状況の中、コスト縮減に努める必要がある。

## 6 事業への対応方針

### 6 - 1 課題の解決方針

今後も、公営住宅整備事業等の実施に際して、高齢者対応住戸の供給を進めるとともに、需要や地域バランスを考慮しながら必要に応じて障害者用（車いす対応）住戸の供給も行ってまいります。

また、建設コストの縮減のみではなく、県営住宅の統廃合などにより、維持管理コスト等を含めたトータルコストの縮減に努めてまいります。

### 6 - 2 今後の課題とその対応

今後、少子・高齢化及び情報化の進展、環境資源問題、災害の防止などに対応していく必要性があることから、三重県公営住宅ストック総合活用計画に基づき、既設県営住宅の改善を中心に整備していくことにより、既存ストックの有効活用を図り、時代の要請に応じた住宅ストックを形成してまいります。